

県が「解説書原案」示す

水俣病 審査会

徳臣会長らな お疑義

環境庁と 再折衝へ “従来通りの基準を”

環境庁は水俣病認定をめぐる裁決の解説書原案をこのほど熊本県に送付、県は二十一日同裁決に不満を示していた公害被害者認定審査会の徳臣比古会長らにこの原案を提示し、検討を求めた。この結果、徳臣会長らは「審査会は従来通りの医学的判断で審査すればよい」との趣旨を解説書に盛り込むよう要請することを決め、二十七日にも上京して環境庁と折衝する。



徳 臣 会 長

環境庁からこの原案が熊本、鹿野、阿蘇に届いたのはさる二十日。原案の骨子は三本からなり、八月七日の環境庁裁決と事務次官通達によって、従来の水俣病診断の医学的基準はなんら変わるものではない。①水俣病の認定は裁決書などで明らかにした「認定の要件」に従って行なわれることになるが、医学的診断、たとえば有機水銀以外の原因による疾病と水俣病との鑑別や、患者の症状と有機水

銀の影響との関係の判断は、すぐれて専門医学的な問題で、審査委員の判断をもとに、知事が認定する。疑義があれば、別個に意見交換の機会を設ける。②水俣病については裁決法の趣旨とするところに従って、裁決書と通知で明らかにしたように、その範囲を解釈すべきものだが、指定疾病の名称としての「水俣病」とすることが適当かどうかは、専門医学者の協力を得て、検討したいとしている。

県側ではこの原案を徳臣会長らに検討してもらったため二十一日、留任の意図を明らかにした武内忠男、立津政昭副委員（いずれも熊本大学医学部教授）と都合で出席できなかった川崎大淑郎副委員（川崎医大）らに、

「一方、こうした動きに対し、水俣病を告発する会の本田啓吉代表、熊本市は「環境庁は徳臣会長らの意向にしばらくは従うことなく、患者救済を推進すべきだ。いったん辞意を表明した委員らが留任すべし」との趣旨を解説書に盛り込んでもらおう」と意見が一致した。

特に徳臣会長は環境庁が裁決書などで「症状が有機水銀の影響を否定できない限り、水俣病を含む」と水俣病の認定条件を広く解釈したことに再度反発したといわれ「この影響の有無の判断は医学的にむずかしいと答申できないのか」と環境庁に打診することに

るうえでメンツを立てるため、今度の要諦となったものだろう。この結果、環境庁裁決の趣旨が骨抜きにされ、従来通りの審査答申になる恐れもある。行政当局と審査会は、あくまで患者救済の原則に立ってほしい」と批判している。

伊藤県衛生部長の話 環境庁としては通知書を出すとき、根回しが足らなかったとの反省から、今度は解説書を出す前に相談してきたもので、原案の原案みたいなものだ。案ではいろいろ前通しているところもあるが、問題点があるので、ご相談も、辞任を思いとどまってもらおうと懸念した。

徳臣会長が上京されて、直接疑問点をたたくことになっている。